

消防法施行規則第4条の2の6第1項第9号の規定に基づき市長が定める基準（平成15年告示第100号）の一部を改正する告示を次のように定め、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月31日

江別市長 三好 昇

1点検基準（28）中「第38条の2」を「第38条の3」に改める。

別記様式（その7）中

「



」を「



」に、「第38条の2」を「第

計器類に関する監視
タンク本体
配管

少量危険物	計器類に関する監視
	タンク本体
	配管

38条の3」に改める。

別記様式（その8）中

「



」を「



」に、「第38条

綿花類等	火気の使用制限
	集積単位

綿花類等	火気の使用制限
	集積単位
	計器類に関する監視（廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場合）

の2」を「第38条の3」に改める。

別記第1の1（3）中「江別市火災予防条例（昭和50年条例第24号）（以下「条例」という。）」を「条例」に改める。

別記第1の2の表中「火災予防条例」を「条例」に改める。

別記第2の1（1）中「の基準」を「の基準等」に改める。

別記第2の1（3）中「漏洩検知管」を「漏えいを検知する設備」に改める。

別記第2の1（4）中「第38条の2」を「第38条の3」に改める。

別記第2の2の表中「著しい損傷」の次に「及び腐食」を加え、「第38条の2」を「第38条の3」に改める。

別記第3の1（1）中「の基準」を「の基準等」に改める。

別記第3の1(2)中「以上(」の次に「再生資源燃料、」を加える。

別記第3の1(3)中「漏洩検知管」を「漏えいを検知する設備」に改める。

別記第3の1(4)中「第38条の2」を「第38条の3」に改める。

別記第3の2の表中

「

綿花類等	火気の使用制限	みだりに火気を使用していないか関係のある者の聴取及び目視により確認すること。	みだりに火気を使用されていないこと。
	集積単位	集積単位相互間の距離が保たれているか目視又は関係のある者の聴取により確認すること。	一集積単位の面積に応じた集積単位相互間の距離が保たれていること。

を

「

綿花類等	火気の使用制限	みだりに火気を使用していないか関係のある者の聴取及び目視により確認すること。	みだりに火気を使用されていないこと。
	集積単位	集積単位相互間の距離が保たれているか目視又は関係のある者の聴取により確認すること。	一集積単位の面積に応じた集積単位相互間の距離が保たれていること。
	計器類に関する監視(廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場合)	1 温度測定装置の設置の有無を目視により確認すること。 2 水分管理又は温度、可燃性ガス濃度の監視による廃棄物固形化燃料等の発熱の状況の監視に関する実施状況を関係のある者の聴取及び目視により確認すること。	1 温度測定装置が設置されていること。 2 設置された計器類(温度、水分量又は可燃性ガスを測定する装置等)が機能し、水分管理又は発熱状況の監視が適切に実施されていること。

に、

「第38条の2」を「第38条の3」に改める。

別記第4の1(2)中「(昭和36年自治省令第6号)」を削る。